

上田市立第二中学校

いじめ防止等対策マニュアル

目 次

I	いじめ問題に関する基本的な考え方	1
1	いじめの定義	
2	いじめに対する基本認識	
3	いじめの構造	2
4	いじめにおける子どもの心理	
II	いじめの未然防止	3
1	いじめの未然防止のための共通理解と学校体制の確立	
2	生徒との信頼関係の確立	
3	命や人権を尊重し、豊かな人間性を育む	4
4	生徒の自己有用感や自己肯定感、自浄力を育む	
5	保護者や地域に開かれた学校づくり	
III	いじめの早期発見	5
1	いじめのサインを受け取るために	
2	教育相談を通じた把握	
IV	いじめの早期解決のための取組み	6
1	いじめの発見・通報を受けたときの対応	
2	問題解決のための適切な指導と支援	7
3	いじめ対応の基本的な流れ	8
V	インターネット上のいじめへの対応	9
1	未然防止のために	
2	早期発見・早期対応のために	
3	事案解決後の対応	
VI	いじめ防止対策委員会等のための組織の設置	10
1	「いじめ等対策委員会」の設置	
2	「いじめ等対策委員会」組織図	11
3	いじめ等対策委員会 年間計画	
VII	重大事態への対処	12

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるように、家庭や地域、関係機関との連携を大事にします。生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域の関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、一定の人間関係にある他の生徒等が行う(当該生徒等と同じ学校に在籍していない場合も含む)心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことを基本とする。

2 いじめに対する基本認識

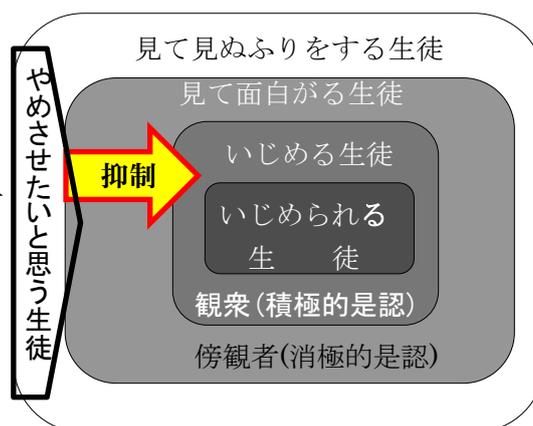
いじめは、問題が顕在化しにくく、遊び半分のものも多く見られることなどが指摘され、結果、事態が深刻化しやすいと言われる。教職員が以下の認識を持ち、いじめ問題に適切に対応することが必要である。

- (1) 「いじめは、いじめを受けた生徒の尊厳を損なう人間として絶対に許されない行為である」
- (2) 「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる問題である」
- (3) 「いじめは、家庭や対人関係など様々な背景から、様々な場面で起こり得る」
- (4) 「いじめは、加害・被害という二者関係ではなく、「観衆」「傍観者」といわれる周囲の生徒に対する注意も必要である」
- (5) 「いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい」
- (6) 「いじめは、その行為や態度により、犯罪行為として取り扱われるものもある」

3 いじめの構造

いじめられた生徒は、集団の中で他者との関係を断ち切れ、絶望的な心理に追い込まれていく。そこには、意図的に孤立させようとする集団の構造上の問題が潜んでいる。

いじめは当事者だけでなく、その周りには、はやしたてる「観衆」や無関心を装う「傍観者」の存在がある。



「観衆」が多いと、いじめは一層エスカレートする方向に向かい、また、「傍観者」は、いじめられている生徒から見ると、いじめに暗黙の了解を与えているように見える。「傍観者」が仲裁者となれるような指導を行うことに留意していきたい。

4 いじめにおける生徒の心理

(1) いじめられている生徒の気持ち

いじめられている生徒は、孤立した状態にじっと耐えていたり、誰とも親しくせず防御的な態度をとったり、いじめられていると認めたくない心理になっていることを理解し、支援することが重要である。

- ア 自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない、告げ口したとしてさらにいじめられるのではないかな等の不安な気持ちから、いじめられている事実を言わない、言えないことが多くある。
- イ 屈辱をこらえ平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることがある。
- ウ 自分に原因があるからと自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥ることがある。
- エ ストレスや欲求不満の解消を他の生徒に向けることがある。

(2) いじめている生徒の気持ち

いじめている生徒が悩んでいたたり、寂しい思いをしたりしている場合もある。その生徒の心理面や動機、背景に視点をあて、適切な指導が必要となる。

- ア いじめの深刻さを認識しないで、からかひやいたずら等の遊び感覚でいじめを行う。
- イ 自分がいじめのターゲットにならないよう、いじめに加わることがある。
- ウ いじめられる側にも問題があると考え、いじめの行為を正当化して考えていることがある。
- エ 学校、家庭、地域社会にある様々な要因を背景として、生徒のストレスのはけ口の手段としていることがある。
- オ 差異（個性）を柔軟に受け入れられることができないでいることがある。

II いじめの未然防止

いじめを未然に防ぐには、いじめの態様や特質、原因や背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図ることが必要です。

また、学校の教育活動全体を通じて、豊かな心を育て、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみ「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むことが大切です。

生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、周囲の友人や教職員と信頼関係を築きながら、規則正しい態度で授業や行事、部活動に主体的に参加・活躍し、学校や地域の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を実施することが重要です。

1 いじめの未然防止のための共通理解と学校体制の確立

いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守っていくためには、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で全教職員に周知していくとともに、いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さない仕組みづくり、教育相談がしやすい環境づくりなどの学校体制を確立していきたい。

- いじめ問題の理解と対応マニュアル作成
- 生徒指導に関する校内研修の実施
- 教育相談窓口の周知
- 教職員同士がお互いに相談しやすい雰囲気づくり

2 生徒との信頼関係の確立

生徒と温かい信頼関係を作り上げていくためには、教職員は日ごろから生徒の心に寄り添うことを心がけ、生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解できるよう、教育相談の考え方や態度をもちながら臨む。

また、生徒と同じ目線で物事を考え、生徒たちと場を共有し、生徒の些細な言動から個々の生徒の状況を推し量ることができる感性を高めたい。

- カウンセリング演習等の教育相談に関する校内研修の実施
- スクールカウンセラーとの連携強化
- 教育相談コーディネーターを核とした教育相談体制の構築
- 居場所を感じる学級活動の充実
- 生徒が安心できる開かれた学級経営

3 命や人権を尊重し、豊かな人間性を育む

学校の教育活動全体を通じて、生徒が他人を思いやることができる心を育むための道徳教育や、生命尊重の精神や人権感覚を育むための人権教育を充実させていきたい。

また、体験活動等の推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てていく。

- 職場体験学習のキャリア教育の充実(キャリア教育から生き方教育に)
- 地域と関わる場面の設定
- 年2回の人権強調月間の設置と道徳教育教材の効果的な活用
- 総合的な学習の時間の充実
- ペアワークやグループワーク等を活用した協同的な学びの推進

4 生徒の自己有用感や自己肯定感、自浄力を育む

学校の教育活動全体を通じ、教職員が生徒に対して愛情を持ちながら、温かい声かけを行い、生徒自身が認められている、満たされていると感じることができるように、生徒の自己有用感や自己肯定感を高めていく。また、本校が開校以来大切にしている生徒たちの自主的、主体的な活動を推進する。

- ねらいを明確にし、わかったことが実感できる授業の工夫
- 生徒の自己決定できる場面の設定
- 学業不振の生徒に対する個別指導の充実
- 生徒に役割や責任がもてる場の設定
- 部活動や委員会活動などの集団活動の充実

5 保護者や地域に開かれた学校づくり

いじめ問題は、学校や家庭だけの問題として捉えるのではなく、すべての大人たちの問題として取り組む必要がある。日ごろから家庭や地域と共通理解を図るために、常に開かれた学校づくりに努め、学校だより等も地域に配信する広報活動を行っていきたい。

- 学校だより、学年PTA等での指導方針を明示
- 保護者が気軽に相談しやすい体制と環境の整備
- 自治会等の行事へ参加
- 警察や児童相談所等の関係機関と日常的な連携

Ⅲ いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われます。また、いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている生徒が拡大して関係が複雑になり、解決が困難になります。

たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが大切です。そのために、日ごろからの生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報を交換し合い、情報の共有を大切にしていきます。

1 いじめのサインを受け取るために

いじめは、陰湿化・潜在化し、把握しにくくなっている。そのため、教職員は日ごろから生徒たちをしっかりと観察し、行動や生活の様子の変化も見逃さず、いじめではないかという視点で見直し、いじめを見逃さないように積極的に認知することを基盤におく。

- 休み時間や清掃時間、放課後など、生徒と一緒に過ごす機会の確保
- 「絆」等を活用し、生徒の変化を把握する
- 定期的な生徒の情報交換と職員会での情報共有

2 教育相談を通じた把握

学校全体で定期的な面談の実施や、生徒が希望する時には面談ができる教育相談体制を確立し、いじめられている生徒や周りの生徒、保護者が相談しやすい環境を整備することにより、いじめの早期発見につなげていく。

- 年間計画に教育相談週間を明記し(年2回)、午後の学活・清掃などを短縮して、時間を確保し、全員との相談を行う
- 年2回のアンケートを実施し、状況を把握する
- 「相談室」「支援室」に心の相談員・不登校支援員を配置し、相談しやすい環境を整備する
- スクールカウンセラーや関係諸機関との連携強化し、予防的な対応を心がける
- 保護者が気軽に相談しやすい雰囲気を作るように心がける

Ⅳ いじめの早期解決のための取組

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応します。また、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒の指導を行います。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談を丁寧に行い、いじめの内容によっては、警察等の関係機関との連携が必要です。このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、共通理解し、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備をしていきたい。

1 いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめを認知した、またはその疑いがあった場合、その場で、いじめを止めさせるとともに、いじめに関係している生徒に適切な指導を行い、そのいじめに対し、組織対応するため全教職員に周知し、多方面からの確かつ迅速に対応する。さらに、保護者の対応についても誠意をもち、問題解決のために信頼関係と協力体制を確立していく。

(1) いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全の確保

いじめの相談や通報に来た生徒から話を聞く場合は、他の生徒の目に触れないよう、時間や場所等に十分な配慮を行い、それらの生徒を徹底して守るため、休み時間や清掃時間、放課後等においても教職員が見守る体制を整える。

(2) 「いじめ等対策委員会」による対応と情報共有

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ事案に迅速かつ適切に組織で対応するため、「いじめ等対策委員会」で情報を共有し、問題解決のための方策を検討し、全教職員の協力体制のもと対応する。

(3) 多方面からの情報収集による正確な事実の把握

正確な事実関係を把握するため、速やかに関係生徒や教職員、保護者等の第三者からも事実確認等を行い、校長の指示のもとに教職員間で連携して対応する。事実確認を行う場合は、複数の教職員で対応することを原則とし、当事者のプライバシーや個人情報等の取扱いには十分に注意を払って行う。

(4) 関係する保護者への説明と教育委員会への連絡と相談

事実確認の結果は、校長が上田市教育委員会や県教育委員会に連絡や相談をするとともに、関係する保護者に全ての事実を伝え、今後の学校の対応方針に理解を求め、協力を要請する。いじめが犯罪行為と認められる場合は、所管警察署に相談して対処する。

2 問題解決のための適切な指導と支援

様々な立場からの事実確認した情報を一元化し、いじめの全体像を把握してから、全教職員で対応方針や指導方針を検討し、いじめを受けた生徒やいじめを行った生徒に対する適切な指導や支援を行うとともに、いじめを再び起こさないための学校づくり、集団づくりに取り組む。それらの内容を関係する保護者に説明し、指導方針や支援方針の具体策を提示し、再発防止への協力を要請する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所管警察署に通報し、適切に援助を求めていく。

(1) いじめられた生徒や保護者への支援

ア 生徒に対して

- ・事実確認とともに、いじめられている生徒の立場に立ち、生徒の気持ちを受容的・共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・事実を正直に言えない場合や認めたくない場合は、最後まで全力で守り通すという姿勢を示すとともに、できる限り不安を除去し、心身の安全を保障して行う。
- ・スクールカウンセラーや関係機関との連携を図り、心のケアに最優先する。
- ・生徒の意向を考えながら、必要に応じて学校生活への配慮をする。

イ 保護者に対して

- ・保護者の心情に配慮しながら誠意をもって対応する。家庭訪問等で保護者に事実関係の説明を正確に行う。
- ・学校で安心して生活できるように約束するとともに、学校の指導・支援方針を伝え、今後の対応と経過については、継続して保護者と連携を取りながら、解決に向かって取り組む。解決した場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

(2) いじめた生徒への指導・支援や保護者への助言

ア 生徒に対して

- ・生徒が抱える課題など、いじめの背景にも目を向けて事実確認を行う。
- ・いじめられた生徒の気持ちを考えさせ、いじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
- ・集団によるいじめの場合、集団内の力関係や個々の言動を正しく分析して指導を行う。
- ・生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮しつつも、いじめの状況に応じて、警察との連携による措置も含めた対応をとる。その際、生徒のプライバシーや個人情報等の取扱いには十分に留意して行う。
- ・いじめの要因や背景を踏まえ、継続的に立ち直りに向けた指導や支援を行う。

イ 保護者に対して

- ・正確な事実を伝え、保護者の思いも聞きながら、いじめが許されないことを理解できるように、学校と保護者が連携して、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、今後の関わり方などについて、保護者と一緒に考え、継続的に助言を行っていく。
- ・生徒が同じことを再び繰り返さないよう、学校と保護者が連携して生徒を育てていく姿勢で対応する。

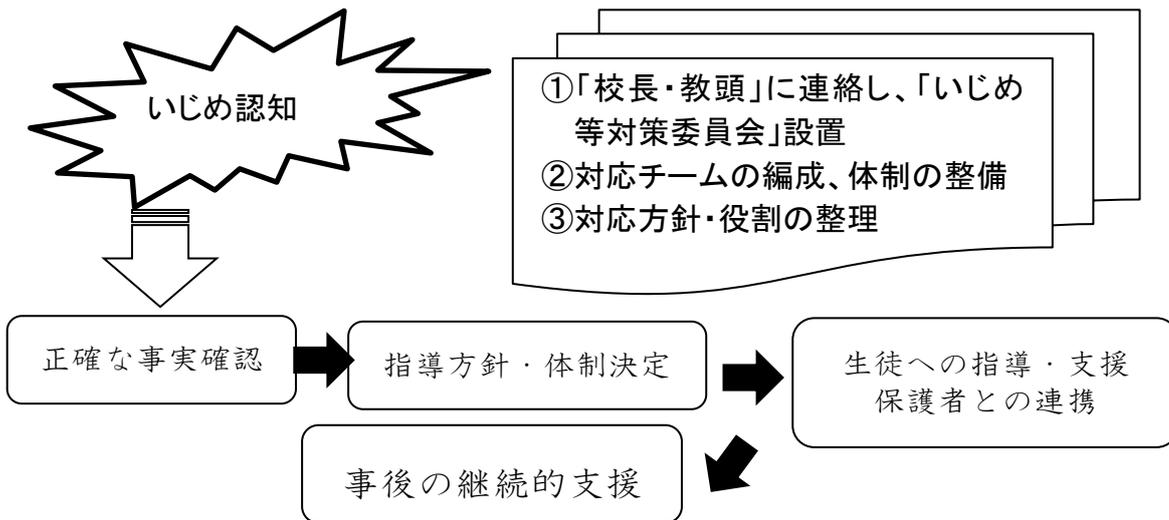
(3) 周りの生徒たちに対する働きかけ

- ・当事者だけの問題にとどめず、いじめを見ていた生徒にも自分の問題として捉えさせ、いじめを抑止する仲裁者になることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもてる指導を行う。
- ・はやし立てたり、同調したりしている生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担していることを理解させる。
- ・必要に応じて、学級や学年、学校全体の問題として考え、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を生徒たちに広げ、再発防止へ向けた指導を行う。

(4) 経過観察と再発防止に向けた継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き保護者と連携しながら生徒の経過観察を行い、必要に応じて「いじめ等対策会議」で再掲し、課題等の検討と事後指導の評価を行い、追加の支援や指導を行う。
- ・いじめられた生徒、いじめた生徒双方にスクールカウンセラーや関係機関の活用を含め、継続的な指導や支援を行う。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的な取り組みや生徒指導体制を見直し、再構築していく。

3 いじめ対応の基本的な流れ



V インターネット上のいじめへの対応

教職員はインターネット上で発信される情報の特質を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新動向を把握することが重要です。また、パスワード付きサイトやSNS、携帯電話等のメールを利用したいじめについては大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にもこれらの理解を求めるように依頼していく。

ネット上のいじめを発見した場合は、書き込みや画像の削除など迅速な対応をとり、事案によっては警察棟の専門的な機関と連携して対応することが必要である。

1 未然防止のために

インターネット上で発信された情報の流通性、発信者の匿名性等、情報の特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、また適切に対処することができるためには、保護者と緊密に連携・協力することが不可欠であり、双方で指導を行う。

- 学級活動や技術科の授業を通じて、情報モラル教育充実
- 講演会などを活用した広報活動の推進
- 保護者への積極的な呼びかけ

2 早期発見・早期対応のために

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちにプロバイダに対して速やかに削除する措置をとる。措置をとるに当たり、必要に応じて法務局や地方法務局、警察等の専門的な機関に相談・通報し、適切に援助を求める。

- 専門的な機関の相談窓口周知
- 書き込みや画像等の削除対応など具体的方法について指導
- 生活安全課との連携

3 事案解決後の対応

書き込みを削除できた場合でも、書き込みされた内容のキャッシュが残っているため、必要に応じてその後の書き込み状況の経過を保護者の同意を得て、できるだけ確認を行う。

VI いじめ防止等のための組織の設置

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップもと「いじめの根絶」という強意志をもち、学校全体で組織的に対応する。いじめ問題に組織的な取組を行うため、「いじめ等対策委員会」を設置し、その委員会が核となり、教職員全体で総合的ないじめ対策を行います。

1 「いじめ等対策委員会」の設置

学校全体でいじめ問題に対応するために、いじめ問題に取り組むに当たって中核となる「いじめ等対策委員会」を設置し、学校基本方針に基づく取組みや年間計画の作成、取組の見直し等を行う。

緊急のいじめ事案に対しては機動的に対応し、その情報を集約し、今後の対応方針や指導方針について検討を行う中核的な役割を担う。同組織内での検討内容や事案の対応等については、職員会議等を通じて全教職員で情報共有する。

(1) 「いじめ等対策委員会」の構成

《定例開催》（年3回程度開催）

校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、コーディネーター(生徒による)、養護教諭

《緊急開催》

校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、当該担任・(学年職員)コーディネーター(生徒による)、養護教諭、(スクールカウンセラー・教育相談所、スクールソーシャルワーカー・福祉課等)

※内容に応じて、生徒、PTA、地域(学校評議委員、近隣自治会、民生児童委員等)の参加も視野に入れ、構成員は柔軟に検討し校長が任命する。

(2) 活動内容

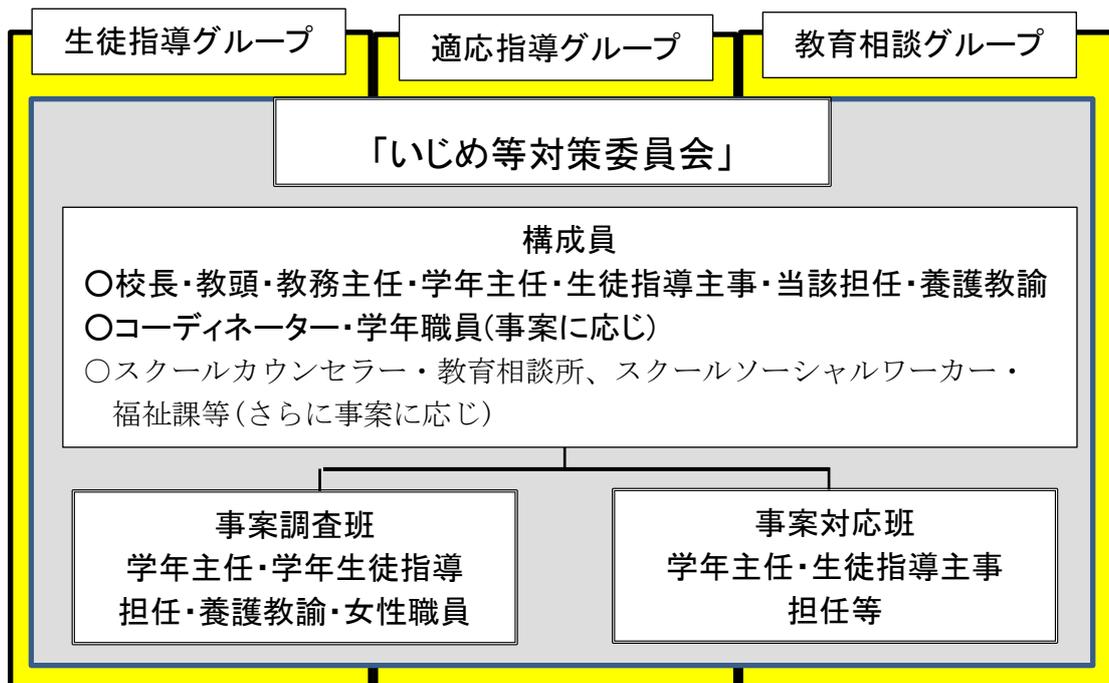
《定例開催》

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応

《緊急開催》

- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定・報告

2 「いじめ等対策委員会」組織図



3 いじめ等対策委員会年間計画

いじめの未然防止や早期発見・早期対応、早期解決にあたるためには、学校全体で年間を通じて組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、いじめ防止の観点から、学校の教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組みを体系的・計画的に実施する。また、いじめへの対応に係る教職員の資質能力の向上を図るための校内研修や、いじめ問題への取組みについての点検を定期的に行い、学校が一丸となって組織的に対応するため、いじめ問題についての共通理解を深めていく。

VII 重大事態への対処

生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事態が発生した場合、速やかに上田市教育委員会や警察等の関係機関へ報告し、関係機関と連携を図りながら重大事態に迅速に対応するとともに、上田市教育委員会が市長へ報告し、その事態の調査を行う主体やどのような調査組織とするかを判断します。

事実関係を明確にするためのいじめ調査を実施した場合、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で提供します。なおこれらの情報提供にあたっては、市教育委員会と学校は他の生徒のプライバシー保護に配慮した上で行います。